



2022年4月27日

各 位

会社名 株式会社キーエンス
代表者名 代表取締役社長 中田 有
(コード：6861 東証プライム)
問合せ先 取締役経営情報室長 山本 寛明
(TEL. 06-6379-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、2022年6月10日開催予定の第53期株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を新設し、併せてこれに伴う条数の繰り下げを行うものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月10日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月10日(予定)

以上

【別紙】

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 15 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>定款変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日にこれを削除する。</u></p>